

寫

鎌個議第1号  
平成6年3月30日

鎌倉市長 竹内謙様

鎌倉市個人情報保護運営審議会  
会長 金子正史

鎌倉市長の保有する個人情報の取扱いに係る意見について  
(答申)

平成6年3月22日付け鎌情第29号をもって諮詢のありました鎌倉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第6条に規定する思想、信条等の取扱い制限、条例第8条第3項第4号に規定する本人以外のものからの収集制限及び同条第4項に規定する本人通知の省略並びに条例第9条第2項第4号に規定する利用及び提供の制限及び同条第3項に規定する本人通知の省略については、諮詢の内容を適當なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 条例の運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。
  - (1) 訒問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮詢を要しないものであるが、諮詢された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。
  - (2) 法令の規定に基づき個人情報を取り扱う場合は、法令の趣旨や目的から個人情報の取扱いの範囲を適切に判断の上適正に行うこと。
  - (3) 出版、報道等により公にされた公知の個人情報を取り扱う場合は、その情報のすべてが正確なものとは限らないことから出典、収集先、収集の時期等を明らかにすること。
  - (4) 条例第6条の規定により制限される個人情報に該当しないが、特に取扱いについて注意の要する疾病等に関する個人情報があることから、この情報の取扱いはより慎重に行うこと。
- 2 実施機関の外郭団体は、独立した法人格を有しているものの市政と密接不可分の関係にあるので、個人情報の取扱いについての保護対策を指導すること。
- 3 この条例の趣旨に基づき個人情報保護制度の円滑な運用を図るために職員の意識に期待するところが大きいことから、職員に対する意識高揚及び啓発に努めること。

1 鎌倉市個人情報保護条例第6条の規定に基づく諮問事案

(1) 類型

番号	類型	取り扱う個人情報	取扱いを必要とする理由
1	市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者の意思により取扱い制限事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合	思想、信条及び宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分	各種の相談事務  相談事務では、相談者は自己の意思に基づいて相談者の様々な意見、考え方、自己の履歴等を被相談者に披露して、適切な解決策がみつかるように相談を受けるものであり、相談の内容によっては、相談者の思想、信条、宗教等の取扱い制限事項を取り扱うことが考えられる。 この場合の個人情報は、相談者の意思に基づき、一方的に提供される情報であるとともに、相談内容の解決のため取り扱わざるを得ないものであり、当該相談事務の目的の範囲でこれらの個人情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。
		各種の陳情、要望等	市民等からの陳情、要望等は、それ陳情者、要望者が自己の意見や主張を実施機関に知ってもらい、実施機関の適切な対応を陳情、要望するものであり、その際、取扱い制限事項に係る思想、信条、宗教等の個人情報が含まれることが考えられる。 この場合の個人情報は、陳情者、要望者等から一方的に提供されるものであるとともに、陳情、要望等を適切に処理するため、取り扱わざるを得ないものであり、その目的の範囲でこれらの個人情報を取り扱う限り、個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。
		意見、主張、見解等	市民等から様々な機会に、電話、手紙等により一方的に意見や見解の表明を受けることがある。この場合に、当該意見や主張の表明の中に、思想、信条、宗教等の取扱い制限事項が入ることが考えられる。 また、実施機関で設置した各種の審議会、審査会、協議会等において、委員等から様々な意見、主張等が行われ、その中で、思想、信条、宗教等の取扱い制限事項が入ることが考えられる。 この場合の個人情報は、市民等の意

番号	類型	取り扱う個人情報	取扱いを必要とする理由
			思に基づき一方的に提供されるものであり、市の意思にかかわらずこれらの事項に係る個人情報を取り扱うことになるものであるとともに、当該意見、主張、見解等に係る事務の取扱目的の範囲内でこれらの情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。
2	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を取り扱う場合	思想、信条及び宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記載者が自己の意思に基づき自由に記載するものであり、当該作文、論文等の中に思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に係る個人情報が含まれることが考えられる。</p> <p>この場合の個人情報は、記載者が表現の自由に基づき記載するもので、本人はこれらの作文、論文等に記載されている内容について実施機関が受領し、了知することを前提として提出しているものと考えられる。</p> <p>そのため、当該作文、論文等の事務の取扱目的の範囲で当該個人情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
3	栄典、表彰の事務について被表彰者、候補者の犯罪歴を取り扱う場合	犯罪歴	<p>栄典、表彰事務においては、功績が特に優れた者を表彰し、市民等の模範とするもので、犯罪歴を有する者を表彰候補者や表彰者とすることは社会通念上市民等の感情にそぐわないものと考えられる。</p> <p>栄典、表彰事務では、各省庁から犯罪歴の有無について候補者の刑罰等調書の添付が求められている。</p> <p>また、その他の表彰者等の推薦に当たっても同様の趣旨から何等かの形で表彰候補者について犯罪歴の有無を確認する必要がある。</p> <p>このため、当該犯罪歴の取扱いについては、当該栄典、表彰事務の目的の範囲内で取り扱われる限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に係る個人情報を出典、収集先、収集	思想、信条及び宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分	<p>公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に公知の情報として掲載されている思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に係る個人情報を実施機関の事務の必要性から取り扱うことが考えられる。</p> <p>この場合、事務の取扱目的に沿って、必要最小限の範囲で取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>

番号	類型	取り扱う個人情報	取り扱いを必要とする理由
	時期を明示して取り扱う場合		
5	政党名、会派名、議員等の政治理念等取り扱い制限事項の思想、信条に該当する個人情報を取り扱う場合	思想、信条	<p>実施機関は、議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条を取り扱うことが考えられる。</p> <p>議員の政党名、会派名については、公知の議員の政党名、会派名については、公知の情報とも考えられることから、当該個人情報を実施機関がそれぞれ事務の取扱目的の範囲で取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p> <p>また、国會議員、都道府県知事、市町村長についても、議会における質疑応答内容等から、政党名、政治理念を取り扱うことが考えられる。これについても公知の情報とも考えられ、当該個人情報を実施機関がそれぞれの事務の目的の範囲で取り扱っている限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
6	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行なうため宗教に関する個人情報を取り扱う場合	宗教	<p>土地、家屋等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる場合、その改葬、移転費用や供養・祭礼に要する経費の補償費用の算定のため土地、家屋等所有者の宗教を取り扱う必要が生じる。</p> <p>また、土地、家屋等の所有者からの意思に基づき主張、提供され、実施機関が制限等をなし得ない場合もある。</p> <p>この場合、当該事務の目的の範囲で取り扱われる限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
7	国際交流、姉妹都市提携等海外からの研修、来客者等の受け入れに際し、滞在中の生活に支障を来たさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため宗教に関する個人情	宗教 人種及び民族	<p>海外からの各種の研修者や来客者等の受け入れに当たり、宗教、人種及び民族による食事の制限や生活習慣に違いがあることから、宗教、人種及び民族に係る情報を収集し、滞在先等に提供するなど研修者や来客者等に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。</p> <p>このため、海外からの各種の研修や来客者等の滞在中の適切な対応を図るために、その目的の範囲内で相手方の宗教、人種を及び民族に係る情報を取り扱う限りは、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>

番号	類 型	取り扱う個人情報	取 扱 い を 必 要 と す る 理 由
	報を取り扱う場合		
8	講座等の開設に伴い講師の宗教等を取り扱う場合	宗教 人種及び民族	<p>市民等を対象とした各種の講座等を開設するに当たり、講師の宗教等の個人情報を取り扱うことが考えられる。</p> <p>このため、当該講座等の事務の範囲で講師の宗教等の個人情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>

## 2 鎌倉市個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定に基づく諮詢事案

### (1) 類型

類型番号	類型	本人以外のものから収集する理由
1	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴等候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務又は事業の性質上その目的達成に支障が生じ、円滑な実施を困難にするおそれがある。 ② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務の目的の達成に支障が生ずる。 ③ 推薦という事柄の性質上、本人から収集することはなじまない。
2	(相談) 各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合	① 相談内容に相談者以外の個人情報が含まれている場合、それらを含めて相談の内容を把握しなければ、適切な助言等ができず相談の目的を達成することができない。 ② 相談の内容は、相談者の自由な意思に基づき一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
3	(陳情、要望等) 各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合	① 陳情、要望等の内容に陳情者、要望者以外の個人情報が含まれている場合、それらを含めて陳情、要望等の内容を把握しなければ陳情、要望等を適切に処理することができない。 ② 陳情、要望等の内容は、陳情者、要望者等の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
4	(意見、主張、見解等) 市民等から電話、手紙等により又は会議等の場で、口頭で、意見、主張、見解等の表明を受けるに際して、当該市民等以外の個人情報を当該市民等から収集する場合	① 意見、主張、見解等の内容に表明する市民等以外の個人情報が含まれている場合、それらの個人情報を含む意見、主張、見解等の内容を正確に把握しなければ、意見、主張、見解等に適切に対応し、当該意見、主張、見解等に係る事務又は事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。 ② 意見、主張、見解等の内容は、それを表明する市民等の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
5	(団体等の指導等) 団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対する指導等を行うため、指導等に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	① 当該団体等でなければ保有していない情報である。たとえば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるかわからない。 ② 情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。 ③ 当該団体等の指導等に際して、指導等に必要な範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当

類型番号	類型	本人以外のものから収集する理由
		該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。
6	(補助金等の算定) 団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	① 当該団体等でなければ保有していない情報である。たとえば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるかわからない。 ② 情報の客観性、正確性を確保するためには、は、当該団体等から収集する必要がある。 ③ 当該団体等の事業活動を助成するに際して、助成に必要な範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。
7	(附属機関等の委員の選任) 附属機関、懇話会、協議会等の委員を選任するため、当該委員の選任に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合	① 委員の適任者を幅広く求めるため、関係団体等から適任者の個人情報を収集する必要がある。 ② 本人から収集したのでは、情報の客観性などを確保することができず、委員の選任の事務又は事業の目的の達成に支障が生ずる。 ③ 当該団体の推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。 ④ 選考、任命等の事務の性質上、情報が未確定の状態であり、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。
8	(指導員等の委嘱) 指導員、嘱託員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を地方公共団体その他の団体から収集する場合	① 情報の客観性、正確性を確保するため、地方公共団体その他の団体から適任者の個人情報を収集する必要がある。 ② 地方公共団体その他の団体の推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。
9	(講師等の選任) 講師、助言者等を選任するため、講師等の人選に必要な範囲内で、候補者についての個人情報を本人以外のものから収集する場合	① 適任者を幅広く求めるため、本人以外のものから候補者の個人情報を収集する必要がある。 ② 情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外のものから適任者の個人情報を収集する必要がある。
10	(所在確認等) 本人の所在確認等のため、本人についての個人情報を家族、関係者等から収集する場合	事柄の性質上、本人から収集することができない。
11	(出版、報道等) 出版、報道等により公にされている個人情報を出典、収集先、收	① 出版、報道等により公にされている場合に、実施機関の事務の必要性から個人情報を収集することが考えられる。

類型番号	類 型	本人以外のものから収集する理由
	集時期を明示して必要な範囲内で収集する場合	② 出版、報道等による個人情報は、不特定多数の者に公表され知り得る状態にすることがその目的であり、公表する時点で資料としての活用や文章内の引用等のため収集されるることは想定されているものである。
12	(参考資料の収集) 地方公共団体その他の団体から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合	① 地方公共団体その他の団体の事務又は事業の目的に基づいて一方的に送付されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 ② 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが事实上困難である。

## (2) 個別

番号	事務担当課	事務の名称	収 集 先	個人の類型	収 集 す る 理 由
13	交通対策課	放置自転車事務	警察署 県自転車商協同組合	所有者	防犯登録及び車体番号から所有者を判明し、引取通知事務を行うため。
14	同	交通安全施設補修事務	警察署	当事者	市の交通安全施設を車両などで破損した場合に、当事者に補修させるため。
15	都市総務課	ワンルーム建築物に関する指導事務	建築主等	近隣住民	建築物の建築に伴う紛争の未然防止のため、近隣住民と建築主等との間で行なわれた説明内容の報告を受ける。
16	都市調整課	開発事業指導要綱事務	事業者	利害関係者	良好な自然環境及び居住環境の維持保全等のため、事業者が利害関係住民と協議を行ない、その協議結果の報告を受ける。
17	下水道総務課	下水道使用料算定事務	県企業庁水道局	県水加入者	下水道使用料算定のため、水道使用量のデータを収集する。

### 3 鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項の規定に基づく本人通知省略の諮詢事案

条例第8条第3項第3号又は第4号の規定に該当して、本人以外のものから個人情報を収集した場合において次の類型に該当する場合は、本人通知を省略する。

番号	本人通知をしない場合の類型
1	事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合
2	第三者に相談者本人等が知られたくないと考える情報を知らせることとなるとともに事務又は事業の円滑な実施を困難にする場合
3	通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択の余地がない場合
4	事務又は事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合

4 鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

(1) 類型

類型 番号	類 型	利 用 ・ 提 供 す る 理 由
1	<p>弁護士法第23条の2の規定に基づく 弁護士会からの照会に対して報告する 場合</p> <p>ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	強制力はないが法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定を十分に尊重して処理する必要がある。
2	<p>法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて、報告、文書の送付等を行う場合</p> <p>ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	強制力はないが法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。
3	<p>行政機関が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p> <p>ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を利用する目的に公益性が求められ、当該個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 当該行政機関が法令に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 当該個人情報を利用し、又は提供しないと、当該行政機関は改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費がかかることともに、本人にも負担をかけるので、市民の負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から回答する必要がある。</p> <p>③ 行政機関は、住民の福祉の向上を図るために相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 当該行政機関が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。</p> <p>⑤ 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>

類型番号	類 型	利 用・提 供 す る 理 由
4	実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のために利用する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。	実施機関が実施した事業の参加者等に対して、関連する事業の案内をし、又は関連する刊行物を送付することは、当該個人が通常予測している範囲内である。特に、既に案内状又は刊行物を送付している場合は、本人が了解していると考えられる場合が多い。
5	講師、委員等の人選のため、実施機関が利用し、又は国若しくは他の地方公共団体に提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合に限る。	① 個人情報を利用し、又は提供を受ける機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から個人情報を収集する。 ② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務又は事業の目的達成に支障が生じる。
6	報道機関の取材、要請に応じて提供、発表するとき。 ただし、報道機関を通じて一般市民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般市民に知らせる公益上の必要がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。	① 本来の目的に含まれていない場合でも、当該目的に関連し、矛盾しない場合には、本来の目的達成に資する場合がある。 ② 対象となっている事柄の性質上、当該個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して社会通念上許容される範囲内である場合は、取材に応じ、又は発表することが妥当であり、また、事故防止等の特別の理由がある場合は発表する必要性がある場合もある。

## (2) 個別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利 用・提 供 す る 記録の名稱	利 用・提 供 す る 理 由	利 用 提供先
7	市民税課	市民税・県民税事務	納税義務者	市民税・県民税台帳	公共用地取得に係る用地交渉のための翌年度の見込税額算定のため。	管財課 用地取得依頼課
					収入基準による措置、費用の負担額の算定、給付等の行政サービスの提供に係る資格認定等を適正に行うため。	措置、認定事務担当課
					公共事業施行に伴う移転等の営業補償の調査を行うため。	管財課 事業担当課
		軽自動車等賦課事務	登録者	軽自動車等台帳	所有者を判明し引取通知書を発送	交通対策課

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用・提供する 記録の名称	利用・提供 する理由	利 用 提 供 先
					交通安全施設を車両等で破損し場合に、当事者に補修させるため。	交通対策課
8	資産税課	土地及び家屋の固定資産税等賦課事務	納税義務者	土地及び 家屋課税台帳	公共用地取得に係る土地所有者の確認及び取得価格算定ため。	管財課 用地取得依頼課
					公共事業施行に伴う土地所有者及び家屋所有者確認のため。	事業担当課
					土地利用、風致地区、緑の保全等の事業に係る土地所有者及び家屋所有者の調査のため。	事業担当課
9	市民課	住民基本台帳事務 外国人登録事務 戸籍事務	登載者	住民基本台帳 外国人登録簿 戸籍簿	事務又は事業の執行に当たり、住所、氏名、年令等の戸籍的事項を確認することにより、適正な行政サービスの提供を行うため。 (当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて、本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。)	各事務担当課
10	社会福祉課	身体障害者及び精神薄弱者事務	対象者	身体障害者及び精神薄弱者台帳	各種の措置、援護費等の交付、行政サービスの提供のため。	援護担当課
		生活保護措置決定事務	被保護者	被保護者台帳	援護金貸付、入学祝金、修学旅行費助成、付添看護料等支給のため。	社会福祉協議会
					慰問金支給	(県)生活援護課
					各種の措置、援護費等の交付、行政サービスの提供のため。	援護担当課

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用・提供する 記録の名稱	利用・提供 する理由	利 用 提 供 先
11	老人福祉課	敬老祝金等 支給事務	対象者	対象者名 簿	(県)長寿者祝金等 を配布するため。	(県)高齢者 保健福祉課
					長寿者祝金等を配 布するため。	社会福祉協 議会
					長寿者祝金等を配 布するため。	郵便局 (鎌倉・大船)
12	児童課	措置決定等 事務	対象者	寝たきり 老人台帳	県寝たきり老人見 舞金を支給するた め。	(県)高齢者 保健福祉課
					各種の措置、援護 費等の交付、行政 サービスの提供の ため。	援護担当課
				独居老人 台帳	各種の措置、援護 費等の交付、行政 サービスの提供の ため。	援護担当課
13	障害児福祉 センター	措置児作成 事務	対象者	措置児名 簿	保育園に入園して いない4,5歳児に対 し学用品を給付。	学務課
					幼稚園、保育園に 入園していない4,5 歳児に対し学用品 を給付。	学務課

## 5 鎌倉市個人情報保護条例第9条第3項の規定に基づく本人通知省略の諮詢事案

条例第9条第2項第3号又は第4号の規定に該当して、個人情報を利用し、又は提供了の場合において次の類型に該当する場合は、本人通知を省略する。

番号	本 人 通 知 を し な い 場 合 の 類 型
1	事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合
2	第三者に相談者本人等が知られたくないと考える情報を知らせることとなるとともに事務又は事業の円滑な実施を困難にする場合
3	通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択の余地がない場合
4	事務又は事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合